

指定管理者の指定について

下記のとおり霧島市観光案内所の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終止

記

- 1 対象施設名 霧島市観光案内所
- 2 指定管理者 霧島市牧園町高千穂3878番地114
公益社団法人 霧島市観光協会
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

（提案理由）

霧島市観光案内所においては、公益社団法人霧島市観光協会が管理運営することにより、観光客等に最新で正確な地域情報の提供及び観光地の紹介が図られているところであり、引き続き同協会を指定管理者に指定することにより、観光客の利用拡大や市民への利便性の向上が期待できるとともに、地域観光業者の資質向上、連携及び活性化が見込まれるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市観光案内所の概要

- ① 施設名 霧島市観光案内所
- ② 位置 霧島市霧島田口2458番地10
- ③ 建築年度 平成元年度
- ④ 構造・面積 木造平屋建 延床面積 179.63㎡
- ⑤ 設置目的 観光客等に総合的案内、観光地の紹介、宣伝誘致を図り、観光客の便益に供するとともに市民の利便性に資することを目的として設置
- ⑥ 年間利用者 71,738人（平成27年度実績）

2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
 - 名称 公益社団法人 霧島市観光協会
 - 代表者 会長 徳重 克彦
 - 所在 霧島市牧園町高千穂3878番地114
- ② 組織
 - 設立年月日 平成6年9月20日（平成21年3月13日名称変更）
 - 設立目的 霧島市及びその周辺地域の観光に関する事業の振興及び促進並びに伝統文化の保全を図り、もって地域住民の福祉の向上及び地域経済の発展に寄与する。
 - 会員数 244会員
- ③ 平成27年度受託業務
観光案内業務、施設管理、足湯ほか

3 今後の管理運営における特記事項

観光客への総合案内、観光地の紹介及び宣伝誘致を積極的に行い、観光客の利用拡大や市民への利便性を向上させ、霧島市の観光中核施設として安定経営を図る。